

4 川こ保 2 第 837 号
令和 5 年 2 月 13 日

各地域型保育事業所 設置者・施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第 2 課長

市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）

日頃から、本市の保育行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「保育所等における使用済みおむつの処分について（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付／令和 5 年 1 月 23 日／事務連絡）」が発出され、保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことが推奨されました。また、本市では施設での使用済み紙おむつの処分の徹底と、保護者の持ち帰りの負担や実費負担をなくすこと等を目的に、保育所等における使用済み紙おむつの処分費用として、令和 5 年度から市独自の衛生管理加算を新設することとしましたので、当該加算の概要及び要件、請求方法等の取扱いについて次のとおり通知します。

1 概要

原則、施設において使用済み紙おむつを処分すること、保護者の持ち帰りの負担や実費負担をなくすこと等を目的に、地域型保育事業所で処分する際に発生する費用について、子ども 1 人当たり月額単価を 0 歳児から 2 歳児までの月初日利用子ども（市内在住の子ども）数分加算するもの。

2 衛生管理加算の加算要件

・使用済み紙おむつを施設において、法令等に従い適切な方法で処理していること。

※なお、本加算を受ける場合で、既存の運営規定及び重要事項説明書に使用済み紙おむつの処分に係る実費徴収が規定されている場合は、必要に応じた運営規定及び重要事項説明書の改定を行うこととし、本市に事前に届け出ること。

3 衛生管理加算の額と算定方法

加算額は、子ども一人当たり単価に対し、毎月、原則として、当月初日の0～2歳児クラスの利用児童数（市内在住の子ども）を乗じた額とします。

加算単価は子ども一人当たり254円とします。

加算額の算定に当たり、便宜上、0～2歳児の在籍児童1人当たりの単価としていますが、3歳児以上の児童の使用済み紙おむつの処分費も見込んだ単価となっています。

4 支給方法について

毎月の給付費の中で支給します。

請求方法の詳細については、令和5年6月頃を目途に改めて周知します。

5 その他

本事業の執行については、令和5年第1回川崎市議会定例会における、本事業に係る予算の議決を要します。

（給付・指導担当）

電 話 044-200-3128

F A X 044-200-3933

E メール 45hoiku2@city.kawasaki.jp

衛生管理加算に関するFAQ

(令和5年2月7日更新版)

No.	質問	回答
1	本園では布おむつを使っており、処分費が掛かっていない。代わりに布おむつの洗濯を業者に委託しており、その費用がかかっている。衛生管理加算を受けて、当該洗濯委託費に充ててよいか。	問題ありません。ただし、洗濯費用について保護者から実費徴収を行っている場合は、改めて洗濯費用の精査を行い、実費徴収額の廃止、減額を御検討ください。
2	保護者からの実費徴収は行っておらず、使用済み紙おむつの処分費用が月々150円程度しかかかっていないため、衛生管理加算で254円を受けると100円程度余ってしまうが、返還しなければいけないのか。	衛生管理加算の趣旨は紙おむつの処分に関する費用負担ですが、趣旨に沿った用途に加算額を充当し、余剰が発生した場合は、当該余剰分を返還せずに、施設内の他の公衆衛生に係る費用に充当してください。ただし、他の公衆衛生に係る費用に充当する場合は、紙おむつの処分費用について、保護者への実費徴収がないことが前提となります。
3	おむつの用意から処分までの全てを、児童一人につき月1,000円で業者に委託しており、施設において保護者から実費徴収し、まとめて業者に払っている。使用済みオムツの処分費のみを算出することはできないが、衛生管理加算を受けることは可能か。	業者に委託している1,000円のうち、本市の衛生管理加算分を施設が負担し、残りを保護者から徴収するなどの方法をとることができるのであれば、可能となります。
4	おむつの用意から処分までを業者に委託しており、保護者が業者と直接契約をしている。この場合、補助は受けられるか。	委託業者への支払いについて、衛生管理加算分を施設で委託業者に支払い、残りの額を保護者が委託業者に支払うなど、保護者の負担軽減に繋がる対応が可能になる場合は、加算を受けることが可能です。
5	既に使用済みおむつの処分費として、保護者から月額500円の実費を徴収している。本加算を受ける場合、保護者からの当該実費徴収をやめなければいけないのか。	本加算新設は、使用済み紙おむつの処理に係る保護者の費用負担をなくすことを目的としているため、改めて施設での使用済み紙おむつの処分費用を精査するとともに、公定価格において一般のごみ処理費用としての管理費も見込まれていることを踏まえ、使用済み紙おむつの処理に係る実費徴収をなくすよう見直してください。
6	加算の算定対象者が0～2歳児となっているが、3歳児以上のおむつを使用した際の処分費用については、どのように考えれば良いか。	衛生管理加算の単価設定にあたっては、本市の公立保育所の使用済み紙おむつの、処分費に係る実態調査を基に算出しており、施設全体の処理費用を便宜上、0～2歳児の人数分で加算しているものですので、3歳児以上の使用済み紙おむつの処分費の取扱いは0～2歳児と同様となります。
7	衛生管理加算の実績報告について、紙おむつの処分費用に充当したことが確認できる挙証資料の添付が必要か。	左記のような挙証資料の提出は特段求めませんので、施設において適切に管理するようにしてください。
8	衛生管理加算の加算要件を満たすために運営規定を変更する場合、市への届出は必要か。	必要となりますので、必要資料を添付し児童福祉施設変更届と特定教育・保育施設確認変更届をご提出ください。 添付資料等は以下のURLから取得してください。 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000147129.html